

平成26年第3回臨時会

(10月27日招集)

山都町議会会議録

平成26年10月第3回山都町議会臨時会会議録目次

○10月27日（第1号）

出席議員	1
欠席議員	1
説明のため出席した者の職氏名	1
職務のため出席した事務局職員	1
開会・開議	2
日程第1 会議録署名議員の指名	2
日程第2 会期決定の件	2
日程第3 議案第54号 山都町役場課設置条例の一部改正について	2
閉会	4

10 月 27 日（月曜日）

平成26年第3回山都町議会臨時会会議録

1. 平成26年10月27日午前10時0分招集
2. 平成26年10月27日午前10時0分開会
3. 平成26年10月27日午前10時09分閉会
4. 会議の区別 臨時会
5. 会議の場所 山都町役場（清和総合支所）議場
6. 議事日程（第1日）（第1号）
 - 日程第1 会議録署名議員の指名
 - 日程第2 会期決定の件
 - 日程第3 議案第54号 山都町役場課設置条例の一部改正について

7. 本日の出席議員は次のとおりである（14名）

1番 吉川美加	2番 藤原秀幸	3番 飯星幹治
4番 後藤壽廣	5番 藤澤和生	6番 赤星喜十郎
7番 江藤強	8番 工藤文範	9番 藤川憲治
10番 稲葉富人	11番 田上聖	12番 中村益行
13番 佐藤一夫	14番 中村一喜男	

8. 本日の欠席議員は次のとおりである。（0名）

なし

9. 地方自治法第121条の規定により会議事件説明のため出席した者の職・氏名

町長	工藤秀一	教育長	山下明美
総務課長	坂口広範	清和総合支所長	佐藤珠一
蘇陽総合支所長	有働章三	会計課長	田上博之
企画振興課長	本田潤一	税務課長	甲斐重昭
商工観光課長	檜林力也	農林振興課長	藤島精吾
建設課長	江藤宗利	水道課長	甲斐良士
住民環境課長	江藤建司	健康福祉課長	門川次子
そよう病院事務長	宮川憲和	老人ホーム施設長	小屋迫厚文
隣保館長	西田武俊	学校教育課長	田中耕治
生涯学習課長	藤川多美	地籍調査課長	藤原栄二

10. 出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 緒方 功 外2名

開会・開議 午前10時0分

○議長（中村一喜男君） おはようございます。

ただいまから平成26年度第3回山都町議会臨時会を開会します。

これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（中村一喜男君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、2番、藤原秀幸君、3番、飯星幹治君を指名します。

日程第2 会期決定の件

○議長（中村一喜男君） 日程第2、会期決定の件を議題とします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日1日間としたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村一喜男君） 異議なしと認めます。したがって、本臨時会の会期は本日1日間とすることに決定しました。

日程第3 議案第54号 山都町役場課設置条例の一部改正について

日程第3、議案第54号「山都町役場課設置条例の一部改正について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

総務課長、坂口広範君。

○総務課長（坂口広範君） おはようございます。

議案の説明に入ります前に、今月8日の全員協議会でお示しをしました説明資料、別添ですけれども、「本庁組織改編案について」を一部、訂正・追加をしましたので、御報告をまず申し上げたいと思います。

ページは、5ページをお開きください。

今後の改編案の改編時期につきましては、前回、スケジュール案の中で明示をしておりましてけれども、今回、これをわかりやすく明文化をいたしました。5ページの丸で記述をしているところでございます。「次の組織改編の時期は平成28年4月とする。ただし、公立保育所の統廃合及び老人ホームの民営化については平成29年4月とする」ということとございます。今後、この計画に沿ってしっかりと推進してまいりたいというふうに存じております。

それでは、議案の説明に入らせていただきます。

議案第54号、山都町役場課設置条例の一部改正について。

山都町役場課設置条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

平成26年10月27日提出、山都町長。

提案理由です。新庁舎建設に伴い本庁組織を改編するため、山都町役場課設置条例の一部を改正する必要があります。これがこの議案を提出する理由です。

ページをお開きください。

今回のこの条例ですけれども、前回、9月11日に提案いたしましたものに、本条例の施行に伴いまして課名を変更する必要がある条例もあわせて、附則の中で今回、整理、改正をしておるところでございます。

まず、新旧対照表をごらんいただきたいと思います。

山都町役場課設置条例の新旧対照表でございます。左側の表が現行、右側が今回の改正後(案)となっております。それぞれアンダーラインを付しておりますところが、今回、改正を行う部分でございます。

なお、先ほど申し上げました附則の部分につきましては、めくっていただいて、第3条の次の附則ですね、本条例は平成27年1月1日からの施行でございます。「この条例は、平成27年1月1日から施行する」でございます。

それから、その次が、前回9月11日に再提案をさせていただきました、不断の見直しということをやっております。

その次のページが、先ほど申し上げました、今回の課名の変更により必要となりました条例改正もあわせて、今回、改正後ということで提案させていただくものでございます。

中身については割愛させていただきたいと思います。

簡単ですけれども、以上で説明を終わらせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長(中村一喜男君) 議案第54号の説明が終わりました。これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(中村一喜男君) 質疑なしと認めます。

これから議案第54号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(中村一喜男君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第54号「山都町役場課設置条例の一部改正について」は、原案のとおり可決されました。

ここで、町長より発言の申し出がっております。これを許します。

町長、工藤秀一君。

○町長(工藤秀一君) ただいま、課設置条例の一部改正につきましては原案どおり議決を得ました。これに対し、深く感謝を申し上げたいと思います。

本議案につきましては、さきの9月定例会において議案を提出したのですが、行政改革のかなめであり、行政組織運営の根幹である機構の改革という重要案件でありましたことから、議員の皆様には、本日まで大変長きにわたり極めて熱心に御審議をいただき、さまざまな御意見や御指摘、御提言をいただいたところであります。これらの御意見等につきましては、十分にこれを尊重し、提案しました見直しについて断行と、遺憾なきようにしますとともに、今後の行政運営に心して努めてまいり所存でございます。議員各位におかれましては町政の運営に一層の御協力を賜りますようお願いを申し上げて、私のお礼の挨拶といたします。

○議長（中村一喜男君） 以上で、本臨時会の会議に付された事件は全て終了しました。

本日の会議を閉じます。

平成26年第3回山都町議会臨時会を閉会します。

閉会 午前10時09分

平成26年10月臨時会に議した事件のてんまつは、次のとおりである。

議案第54号 山都町役場課設置条例の一部改正について

10月27日 原案可決

会議規則第120条の規定によりここに署名する。

山都町議長

山都町議員

山都町議員
